

令和 5 年度第 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 5 年 4 月 1 8 日

担当部・課：保健福祉部保険年金課〔内線 2 3 3 2〕

保健福祉部介護福祉課〔内線 2 4 3 2〕

① 件 名
東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置の延長について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料については、令和 4 年度まで全額国の財政支援により免除措置を行ってきたところであるが、今般、国の財政支援が令和 5 年度まで延長された。</p> <p>【目的】 国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を延長することにより、被災者の経済的負担の軽減を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 2 3 年法律第 4 0 号） 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 3 8 年厚生省令第 1 0 号） 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 1 2 年厚生省令第 2 6 号） 東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例（平成 2 3 年条例第 2 7 号） 東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例（平成 2 3 年条例第 2 8 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 2 3 年 3 月 免除措置を実施 ～令和 5 年 3 月</p> <p>令和 4 年 4 月 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金、利用者負担及び保険料（税）の減免措置に対する令和 5 年度以降の財政支援の取り扱いについて」（復興庁統括官・厚生労働省保険局長他通知）</p> <p>令和 5 年 2 月 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について（厚生労働省保険局保険課他事務連絡） 東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について（厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）</p> <p>3 月 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」の一部改正について（厚生労働省保険局保険課他事務連絡） 「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」の一部改正について（厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）</p> <p>第 2 1 1 回通常国会において令和 5 年度予算案可決 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」の一部改正について（厚生労働省保険局保険課他事務連絡）</p> <p>4 月 東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正及び東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正について専決処分（令和 5 年 4 月 1 日施行）</p>

⑤ 主な内容

- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置等に対する財政支援を延長する。
- 国の財政支援については、被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から10年程度で終了することとし、令和5年度から順次、見直しを実施することとされた。

【対象】

- 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者に係る令和5年度相当分の国民健康保険税及び介護保険料であって、令和6年3月31日までに納期限が到来する額
- 平成26年までに避難指示区域等の指定が解除された上位所得者層を除く旧避難指示区域等の被保険者に係る令和5年度相当分の国民健康保険税額及び介護保険料額であって、令和6年3月31日までに納期限が到来する額の半額

【免除措置に係る新旧対照表】

区 域	所得区分	改正後	現 行
帰還困難区域	—	令和6年3月分まで	令和5年3月分まで
旧避難指示区域等※	上位所得層※を除く		

※旧避難指示区域等：平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）並びに令和5年4月1日に指定が解除された特定復興再生拠点区域（富岡町の一部）をいう。

※上位所得層 国保：世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯
 介護：被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

【免除対象者】

国民健康保険税2世帯、介護保険料2人（令和5年3月末現在）

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

被災者の経済的負担の軽減を図ることができる。

【財源措置】

国民健康保険税の免除に係る財政支援

災害臨時特例補助金 2／10、特別調整交付金 8／10

介護保険料の免除に係る財政支援

災害臨時特例補助金 2／10、特別調整交付金 8／10

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても、同様の改正を行う。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正及び東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正の専決処分（令和5年4月1日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

⑨ その他

- ・対象地域における国民健康保険一部負担金及び介護保険サービス利用者負担額免除措置については、令和6年2月29日まで延長している。
- ・宮城県後期高齢者医療広域連合においても、保険料及び一部負担金について、同様に延長されている。